

インボイス発行事業者の登録を受けた皆様へ

お忘れなく!



インボイス 登録後には 申告を!

現在、免税事業者の方も、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要です!



疑問1 消費税の申告って、
どう計算するの?

【一般課税】

売上げに係る消費税額（売上税額）から
仕入れ・経費に係る消費税額（仕入税額）
を差し引いて納付税額を計算

- ポイント**
- ① 仕入税額について 実額での計算が必要
 - ② インボイスの保存が必要

通常の計算方法は、**一般課税**
と**簡易課税**の2つです。

【簡易課税】

売上税額から

売上税額にみなし仕入率を乗じた金額
を差し引いて納付税額を計算

- ポイント**
- ① 仕入税額について 業種に応じたみなし仕入率での計算が必要
 - ② 事前の届出が必要



疑問2 もっと簡単に計算
できないの?

免税事業者からインボイス発行事業者
になられた方には、簡単な**2割特例!**



2割特例

免税事業者からインボイス発行事業者になられた方の

税負担・事務負担を軽減!

売上税額から

売上税額の8割

を差し引いて納付税額を計算

売上税額のみで計算可能

(計算例)

1年間の売上が700万円（税70万円）の場合

ステップ1

$$70 \text{ 万円 売上税額} \times 80\% = 56 \text{ 万円 仕入税額}$$

ステップ2

$$70 \text{ 万円 売上税額} - 56 \text{ 万円 仕入税額} = 14 \text{ 万円 納付税額}$$

**売上税額の
一律2割**

ポイント

《税負担の軽減》

納付税額は、業種に関わらず
売上税額の一律2割

+

《事務負担の軽減》

仕入税額の実額計算不要
消費税の申告に際して、インボイスの保存不要
事前の届出不要（申告時に適用を選択）

[適用期間] 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間
(個人事業者の方は、令和5年10~12月の申告から令和8年分の申告まで)

※ 2割特例の適用には、一定の要件があります。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



~ **納税については、裏面をご覧ください!** ~

消費税の納税は期限内に 及び地方消費税

課税事業者の方は、納税準備預金や積立預金、予納制度を利用するなど、期限内納付に向けたご準備をお願いします。

ダイレクト納付を利用した予納

確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日と納付金額等を e-Tax に登録（複数の納付日や納付金額を登録可能）しておくことで、登録した納付日に預貯金口座からの振替により納付（予納）することができます。

【例】定期的に均等額を納付（予納）する場合



ダイレクト予納についてはこちらから↓



※ ご利用にあたっては、事前に税務署へ e-Tax の利用開始手続を行った上、ダイレクト納付の利用届出書を提出していただく必要があります。

国税の納付は、キャッシュレス納付が便利です！

振替納税

振替納税の申込をすることで、毎年確定申告等に係る国税を口座引落により納付する方法です。

詳しくはこちら⇒



ダイレクト納付

ダイレクトの納付の申込をすることで、e-Tax から簡単な操作で口座引落により納付する方法です。

詳しくはこちら⇒



インターネットバンキング等

インターネットバンキングまたはATMから納付する方法です。

詳しくはこちら⇒



クレジットカード納付

インターネット上のクレジットカード支払の方法を利用して、「国税クレジットカードお支払サイト」から納付受託者に納付を委託する方法です。

詳しくはこちら⇒



スマホアプリ納付

「国税スマートフォン決済専用サイト」から利用するスマホ決済アプリ（Pay払い）を選択し、納付受託者に納付を委託する方法です。

詳しくはこちら⇒

